

## 退職後は保険証は使えません すみやかな保険証のご返却を

資格を喪失された方が誤って保険証を使用してしまうケースを防ぐため、保険証は確実に回収をお願いします。

### 保険証が使用できる期間

従業員（被保険者）さま → 資格取得（就職された）日から**退職日まで**  
ご家族（被扶養者）さま → 扶養となった日から扶養でなくなった日の前日まで

✓事業主さまが資格喪失届を日本年金機構に提出する際、**被保険者の方から回収した保険証を添付（同時提出）することが義務付けられています。**（健康保険法施行規則第五十一条）

✓電子申請にてご提出いただく場合、**健康保険証は郵送等にて（電子申請の到達番号がわかる画面を添付の上）日本年金機構にご返却**をお願いします。

### 退職後のよくある誤解

- 新しい保険証が届くまでの間は使えるだろう
- 月の途中の退職だから月末までは使えるだろう
- 会社から何も言われていないので使えるだろう

**いずれの場合も保険証は使用できません。**  
お勤めされていた事業所を通じて  
保険証をご返却ください。



万が一誤って使用した場合は、**後日協会けんぽが負担した医療費（総医療費の7割～8割）の返還を求め**る通知書と納付書が届きます。

## 皆さまの取組で保険料率が変わる！ 令和3年度インセンティブ制度取組結果

### インセンティブ制度とは？

インセンティブ制度とは、加入者の皆さまの健康管理や医療費節約のための行動が評価対象となり、以下の5項目について、上位の支部に入ると保険料率の上昇が抑制される制度です。

※令和3年度実施の結果は令和5年度保険料に反映されます。

インセンティブなし

総合順位 **46**位 / 47支部 昨年より **17**位 **Down**



①特定健診等の  
実施率

**24**位

②特定保健指導の  
実施率

**41**位

③特定保健指導  
対象者の減少率

**46**位

④要治療者の  
医療機関受診率

**12**位

⑤後発医薬品  
(ジェネリック医薬品)  
の使用割合

**32**位

### 茨城支部の4つの改善ポイント

健康維持・健康増進に向けた皆さま一人一人のご協力をお願いします。

改善ポイント1 ▶ 協会けんぽの健診を年に1回受診しましょう。

改善ポイント2 ▶ 健診結果から保健指導のご案内が届いたら利用しましょう。

改善ポイント3 ▶ 保健指導の対象者とならないよう、日常から健康的な生活習慣に取り組みましょう。

改善ポイント4 ▶ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）を選択しましょう。



### 令和5年度保険料率のお知らせ

～令和5年3月分（4月納付分）から～

健康保険料率

9.77% → **9.73%**

介護保険料率

1.64% → **1.82%**

# 退職される加入者さまへ 退職後の健康保険のご案内

健康保険の資格を喪失した場合、加入条件等をご確認のうえ、いずれかの健康保険にお手続きください。

※75歳以上の方（65～74歳で、後期高齢者医療広域連合から障害認定を受けた方を含む。）は、後期高齢者医療制度に加入しているため、手続きの必要はありません。

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	お住まいの市町村の 国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>●退職日までに<b>被保険者期間が継続して2ヵ月以上あること</b></li> <li>●<b>退職日の翌日から20日以内</b>に手続きすること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●お住まいの市町村にお問い合わせください</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被扶養者の条件を満たしていること</li> <li>●ご家族の勤務先にお問い合わせください</li> </ul>
保険料	退職前に控除されていた保険料の2倍 ※保険料の上限あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●前年の所得などにより決定 ※離職理由による軽減制度あり</li> <li>●お住まいの市町村にお問い合わせください</li> </ul>	被扶養者の負担なし

## 任意継続保険のお手続き方法

下記書類をお住まいの協会けんぽ支部に退職日の翌日から**20日以内に必着**するようご郵送ください。

### 【申請書】

- ・「健康保険任意継続保険被保険者資格取得申出書」  
※申請書は協会けんぽHPからダウンロードいただくか、お電話でご郵送も承っております。

### 【添付書類】

- ・被扶養者がいる場合は、被扶養者の収入を証明する書類等 ※詳しくはお問い合わせください。
- ・退職日の確認できる書類等（任意）

## 健康保険の豆知識

### 医療費が高額になりそうときは 「限度額適用認定証」の交付のお手続きを

医療機関窓口でのお支払いが高額な負担となりそうときは、限度額適用認定証を保険証と併せて医療機関窓口に提示すると、窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなり、窓口負担額が軽減されます。

- ① 申請書を協会けんぽへ郵送
- ② 限度額適用認定証をお届け
- ③ 保険証と併せて限度額適用認定証を提示



- ・限度額適用認定証の発行が不要の場合もございます。
- ・同月に入院や外来など複数受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となることがあります。



【皆さまへお願い】協会けんぽへの各種申請手続きは郵送でお願いいたします！